

社会福祉法人かすかわ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かすかわ会(以下「当会」という。)の役員(理事及び監事)、評議員、及び当会が設置する委員会の委員等(以下「役員等」という。)の報酬について定める。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、別表1により報酬を支給することができる。

(支給方法)

第3条 報酬は、税額を源泉徴収した残額を通貨で直接役員等へ支給することを基本とする。

(支給対象外)

第4条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程の対象外とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則 (平成30年3月15日)

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

別表 1

1. 適用対象別金額(税額控除後の日額)

(1) 各種会議体への出席

・評議員の評議員会への出席	5,000円
・理事の理事会への出席	5,000円
・監事の理事会、監事会への出席	5,000円
・評議員選任・解任委員の委員会への出席	3,000円
・第三者委員の委員会への出席	3,000円以内で、 理事長決裁額

(注)同一日に2以上の会議体へ出席した場合は、高額報酬会議体への出席のみを適用対象とする。

(2) 法人及び施設業務遂行のための出席等 役員等により上記(1)と同額とする。